

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

飯島町長 唐澤 隆

市町村名 (市町村コード)	飯島町 (203840)
地域名 (地域内農業集落名)	飯島地区 (岩間・美澤、高尾、赤坂、北町、上の原、中町、南仲町、南町、親町、豊岡、山久、鳥居原、石曽根)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年10月7日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・70歳以上の農業者の耕作面積合計が飯島地区の耕作面積の大半を占めており新たな農地の受け手の確保が必要。

・担い手の高齢化等に伴い農地の維持管理、特に草刈り等の畦畔管理に時間を要するなど負担が大きいため、ラジコン草刈機の活用など、省力化による負担軽減が必要。

【地域の基礎的データ】

農業者:担い手法人1経営体、中心経営体 49経営体

主な作物:水稲、麦、そば、きゅうり、アスパラガス、アルストロメリア、りんご、ぶどう

(2) 地域における農業の将来の在り方

・水稲を基本としつつ土地利用型の転作作物であるそば以外に、収益性の高い野菜、花き、果樹など、各作物ごとに団地化を形成する。

・温暖化に伴い気温が上昇しているため、気候に適した品目の検討を適宜行っていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	382 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	382 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

・既に農地転用等が決定している農用地以外の農用地については農業上の利用が行われる区域として保全・管理を実施していく。中山間地域や河川沿いにおいて農用地に向かない区域については計画区域から外していく。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・飯島地区全域の農地利用は、飯島地区営農組合が調整を行い、地区担い手法人を中心に、認定農業者、認定新規就農者、その他中心経営体がそれぞれ協力して経営を担う。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・段階的に中間管理機構に貸し付け、担い手への経営意向を踏まえ、集約化する。その際農地利用最適化推進委員等と調整し、所有者の貸付意向時期に配慮する。
(3)基盤整備事業への取組方針
・本計画における飯島地区内では基盤整備事業を予定していない。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。その際は土地利用型や現在の地域振興作物のみならず、多様な経営体を受け入れるように努力していく。また、町や地区全体で地区外から来る方への研修、就農のPRを行っていく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・現状特になし。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input checked="" type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ③ラジコン草刈り機等を活用し、地区内農地の畦畔管理の省力化を目指す。
- ④水田に連続して作付けられているそば(畑作物)については、水張りのみならず畑地化の活用も検討していく。
- ⑤栗の再振興にむけて、赤坂地域と岩間地域の一部において栗の団地化を形成していく。